

会 議 録

会議の名称	令和2年度 白岡市国民健康保険運営協議会（第1回）
開催日	令和2年8月6日（木）
開催時間	午後1時30分 開会 ・ 午後2時40分 閉会
開催場所	白岡市役所4階 特別大会議室
議長の氏名	佐々木 操
出席者の氏名・ 出席者数	<p>【委員】</p> <p>(1号) 稲垣 操 宇治田 忠昭 木村 敏博 豊川 利江</p> <p>(2号) 北村 秀和 渡邊 昇子</p> <p>(3号) 佐々木 操 松本 利明</p> <p>(4号) 廣瀬 実</p> <p style="text-align: right;">9名</p> <p>【市長】</p> <p>小島 卓</p>
欠席者の氏名・ 欠席者数	<p>(2号) 牧野 博司 高井 徹</p> <p>(3号) 青木 淳一 矢島 静江</p> <p>(4号) 山岸 功一 佐藤 誠</p> <p style="text-align: right;">6名</p>
出席職員の氏名 (事務局)	<p><司会></p> <p>健康福祉部長 神田 信行</p> <p><説明員></p> <p>保険年金課 課長 岡田 丈二</p> <p>保険年金課 主幹 小山 智幸</p> <p>保険年金課国民健康保険担当主幹 田口 明雄</p> <p>保険年金課国民健康保険担当主査 山岸 小依</p> <p>保険年金課国民健康保険担当主査 田林 清香</p> <p>税務課特別収納対策室主査 鈴木 陽子</p>
会議次第	<p>1 開 会</p> <p>2 挨 拶</p> <p>3 議 事</p> <p>(1) 令和元年度白岡市国民健康保険特別会計決算（案）について</p> <p>(2) その他（報告事項）</p> <p>・ 令和2年度白岡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（案）について</p> <p>・ 令和2年第2回白岡市議会定例会における「白岡市国民健康保険</p>

	<p>税条例の一部を改正する条例」の専決処分の承認について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年第2回白岡市議会定例会における「白岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例」の専決処分の承認について ・令和2年第2回白岡市議会定例会における「令和2年度白岡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」の専決処分の承認について <p>4 閉 会</p>
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度白岡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算書（案）資料1 ・令和2年度白岡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（案）に関する説明書資料2 ・令和2年第2回白岡市議会臨時会における「白岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の専決処分の承認に関する資料資料3 ・令和2年第2回白岡市議会臨時会における「白岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例」の専決処分の承認に関する資料資料4 ・令和2年第2回白岡市議会臨時会における「白岡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」の専決処分の承認に関する資料資料5
議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
司会（部長）	<p>本日は、委員の皆様におかれましては、御多忙中のところ御出席賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>それでは、定刻となりましたので、ただ今より、白岡市国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。</p> <p>はじめに、小島市長から御挨拶を申し上げます。</p>
市長	<p>（挨拶）</p>
司会（部長）	<p>ありがとうございました。</p> <p>続いて、佐々木会長から御挨拶をいただきたいと存じます。</p>
会長	<p>（挨拶）</p>
司会（部長）	<p>ありがとうございました。</p> <p>なお、本日の会議でございますが、現在の出席委員の数は、9名でございます。定足数に達しておりますので、会議が成立いたしますことを御報告いたします。</p> <p>また、本日出席の職員につきましては、お手元に置かせていただいた、職員出席者名簿のとおりです。</p>

	<p>それでは、次第の「3議事」に移ります。</p> <p>なお、本日の会議資料は、事前に郵送させていただきました「次第」「資料1から5」「委員名簿」及び資料1の差し替え分をお手元に配付させていただきました。</p> <p>それでは、よろしくご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>なお、議事の進行につきましては、白岡市国民健康保険に関する規則第4条第1項の規定に「会長がその議長となる。」定められておりますので、佐々木会長に議長をお願いいたします。</p> <p>それでは、佐々木会長よろしくお願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。御協力のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>はじめに、会議録作成のため、会議内容を録音することにつきまして、御了解をいただきたいと存じます。</p> <p>また、本日の会議は新型コロナウイルス対策の一環として、着座のまま説明・質疑をお願いするとともに、できうる限り短時間といたしたいので、ご協力をお願いします。</p> <p>それでは、次第に従いまして、進行いたします。</p> <p>はじめに、諮問事項でございます「(1)令和元年度白岡市国民健康保険特別会計決算について」の件を議題といたします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>
	事務局
	<p>それでは、議案の「令和元年度白岡市国民健康保険特別会計決算(案)について」御説明いたします。お手元の資料1を御覧ください。資料の1ページから4ページまでが、「令和元年度白岡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算書(案)」でございます。</p> <p>こちらは、8月27日開会の白岡市議会9月定例会に提出する予定の議案内容と同じものでございます。</p> <p>それでは、資料1の4ページをお開き願います。</p> <p>決算額につきましては、歳入総額は、51億8,328万5,150円で、前年度と比べますと2.6%の減、歳出総額は、47億2,344万3,558円で、前年度と比べますと3.3%の減となったものでございます。</p> <p>そして、歳入歳出差引額は、4億5,984万1,592円となりまして、前年度(4億3,628万4,366円)と比べますと5.4%の増となっております、この額を令和2年度へ繰り越すものでございます。</p> <p>恐れ入りますが、大きくとびまして、資料の15ページをお開きくだ</p>

さい。

白岡市内の国民健康保険に御加入の方の状況を説明させていただきます。

1の一般状況でございますが、一番上の表の上から2行目が被保険者数の総数となっております、総数は10,072人でございます。平成30年度に比べて452人減少しておりますが、その減少しました内訳を御説明いたします。

2の経理状況のすぐ上の『被保険者増減内訳』を御覧ください。

上段の『本年度中増』が令和元年度中に増加した内訳でございます、左から白岡市への転入により当市の国民健康保険に加入された方が378人、隣の「社保離脱」は、社会保険加入の方が、退職等により社会保険を脱退して国民健康保険に加入された方が1,461人、その他の事由を含めた合計が右端の1,972人となっております。

一方、下段が減少した内訳でございます、左から白岡市からの転出により当市の国民健康保険を脱退された方が352人、隣の「社保加入」は、会社等の社会保険に加入されたために、国保を脱退された方でございます、1,318人、3つ右にいきまして「後期高齢者加入」は、75歳の年齢到達等によりまして、540人が後期高齢者医療に移行したものでございます。その他の事由を含めた合計が2,424人となっております。

結果として、脱退の方が上回ったため452人減少となりまして、被保険者数の総数が10,072人となったものでございます。

今後は、いわゆる団塊の世代（昭和22年～24年生まれ）の方々が全員75歳になる2025年までには、後期高齢者医療被保険者数が国民健康保険被保険者数を上回る見込みでございます。急激な高齢化の進展によりまして、今後も国民健康保険の被保険者数は減少傾向が続くと見込んでおります。

それでは、令和元年度の『国民健康保険税』につきまして、御説明をさせていただきますので、資料の7ページ、8ページにお戻りください。

7ページの一番左の欄を御覧ください。

国民健康保険税は3本立てで構成されております。

上から 1 医療給付費分の現年課税分、

その下 2 後期高齢者支援金分の現年課税分

その下が 3 介護納付金分の現年課税分でございます。

その下の4. 5. 6はそれぞれの滞納繰越分でございます。

右側の8ページを御覧いただきますと、こちらはそれぞれの税の調定額（賦課額）、収入済額、不納欠損額、収入未済額、徴収率を昨年度

(平成30年度)と比較してお示ししております。

一番上が一般被保険者の医療給付費分の現年課税分の状況でございますが、令和元年度と平成30年度の比較をいたしますと、調定額及び収入済額は減額となっており、徴収率につきましても、前年度から0.3%の減少でございました。

その下の表の後期高齢者支援金分、その下の介護納付金分につきましては、御覧のとおりでございますが、徴収率はいずれも減少となっております。

いずれも減少となった要因といたしましては、出納整理期間中の4月及び5月の徴収率が伸び悩みました。

これは、新型コロナウイルスによる自粛期間とほぼ重なることから、これらが主な要因と考えられるものです。(年度末までは、前年の徴収率を上回っていた。)

国民健康保険税全体では、収入済額が10億 158万3,545円となりまして、歳入全体の19.3%となっております。国民健康保険税の徴収につきまして、白岡市では、税務課が所管しており、納税相談及び滞納整理を実施し、税収の確保に努めております。

また、税務課内に設置されております「白岡市納税等コールセンター」による国民健康保険税の滞納者や分納誓約不履行者などへの電話催告をしております。

次に、医療費の状況につきまして、御説明いたしますので、恐れ入りますが、21ページを御覧ください。

こちらは参考資料でございますが、上から2つ目の表の「一人当たり療養諸費用額の推移」を御覧ください。

療養諸費用額というのは、診療、薬剤、食事療養費やはり、きゅうなどの療養費の合計でございます。

平成29年度、30年度、令和元年度の3か年の推移がございしますが、合計を見ていただきますと、増加傾向にあった一人当たりの医療費が一旦平成30年度に減少しましたが、令和元年度に再び増加に転じました。

全国的な傾向といたしましても、医療の高度化や新薬の開発などによって良い医療を受けられることと、平均寿命の延伸や被保険者数の減少によりまして一人当たり医療費は増加していくと考えられます。

市では、今後も、健康寿命の延伸とともに医療費の適正化を図るため、保健事業(特に特定健康診査・特定保健指導)に力を注いでまいります。

当市の保健事業等につきまして、資料の19ページへお戻りください。

5の「データヘルス計画に基づく保健事業の状況」にございますとおり、令和元年度におきましても、医療費通知、ジェネリック利用差額通知などをはじめ、各種事業を実施したものでございます。

特に特定健康診査等につきましては、受診率の向上に努めているところでございますが、特定健康診査と特定保健指導の受診率につきましては、令和2年7月29日現在の状況で特定健康診査の受診率が41.9%、

特定保健指導の実施率が17.7%となっており、県平均は、それぞれ41.0%、10.2%でございまして、いずれも県平均を上回ることができました。

しかしながら、本市のデータヘルス計画の中で掲げている令和元年度の特定健康診査受診率目標44%及び特定保健指導の実施率目標25%に向けて今後も受診勧奨を続けてまいります。

令和元年度決算につきましては、歳入においては、都道府県化により医療費等の支払額を全て県が交付金として交付するため、県支出金が大半を占めており、国保事業費納付金を納めるための財源である国民健康保険税と合わせまして、歳入の83%となっております。

一方、歳出においては、同様に都道府県化により、県に納める国保事業費納付金と、県からの財源をもとに市が給付する保険給付費とで歳出の94%を占めております。

また、疾病の早期発見と重症化予防のため、保健事業を実施し、各種事業に取り組みました。

その結果歳入歳出差引額は、4億5,984万1,592円となったものです。

以上で、決算に関する説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議の程、お願い申し上げます。

議長（会長）

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

委員

16ページに国民健康保険税の現年課税分として、収納率が出ている。

その質問ですが、市民からの支払いは、だいたい口座振替と納付書による支払の二通りの方法と考えるが、この二通りの支払いが、どちらかに偏るわけではなく、例えば、口座振替が100%と言うことでは無いですね。

事務局

おっしゃるとおりです。

委員	<p>現年度課税分のコンビニ等での納付書支払いは、たまたま支払いを忘れていたりして、次年度にずれ込んでしまうことがある。</p> <p>ここで言う現年度課税分の収納率は、その様なものも含めたものであるが、その意味は何なんだろうと表を見て思う。</p>
事務局	<p>こちらの表の捉え方ですが、去年との対比で今の調定額がどれくらいあったか、少ないのか多いのか、収入がどれくらいあったのかを見るものです。</p>
委員	<p>せっかく決算書として、内訳を作りいろいろ説明するのであれば、意味のあるものが重要かと思う。そういった意味で、現年度の収納率を見て、どういう意味があるのかと思う。市としては、国保税徴収を諦めた不納欠損額を毎年度フォローしていくことが市役所の努力の成果を表すためにも重要かと思う。それが、国保財政に大きなインパクトを与えることになると思うがいかがか。</p>
事務局	<p>不納欠損額は、前年は非常に大きな額の年でした。令和元年度は、2千6百万円となり改善されました。</p> <p>先程の委員さんの質問の様に、たまたま忘れて未納になる場合もありますが、徴収率は景気の動向に大きく左右され、景気が悪くなれば、それが如実に反映されるものです。</p>
委員	<p>16ページの収納率に加えて、不納欠損額の推移（過去5年間）を表示することを検討願いたい。</p>
委員	<p>先ほどの質問に関連しますが、8ページ令和元年度平成30年度1項から3項を見ると、ほとんど数字の違いは無いように思うが、滞納者の発生の要因はほぼ同じ人が滞納していると考えて良いのか。</p>
事務局	<p>同じ人である場合もあるが、違う場合もあると思います。</p>
委員	<p>特に高い比率で同じ人が滞納しているのでは無いと言うことか。</p>
事務局	<p>滞納を繰り返す人がいる場合、そのままにすることは無く、何らかの滞納対策を講じている。</p> <p>そのようなことから、必ずしも同じ人が滞納するわけではありません。</p>

委員	<p>12ページ社会保障・税番号制度システム整備費補助金ということで、マイナンバーに関する昨年度と今年度のシステム改修はいくらぐらいになると、予想していますか。</p>
事務局	<p>国の方針で、マイナンバーカードを健康保険証として使用できるよう、昨年度から電算システムの改修を進めています。</p> <p>市では、令和元年度858万円、同システムの付帯として91万円、今年度令和2年度として、396万円ほど計上しています。費用は全額国庫補助で、10割補助です。</p>
委員	<p>それでは今一度確認ですが、昨年度91万円と858万円、今年度396万円、そして同額を補助金と言うことですか。</p>
事務局	<p>おっしゃるとおりです。</p>
委員	<p>マイナンバーカードへの紐付けへ反映させるための進捗状況はどのようになっているのか。今後の対応スケジュールを分かる範囲で良いので回答願いたい。</p>
事務局	<p>内容としては健康保険証の世帯単位の番号に、個人を特定させるため2桁の番号を追加する改正となっております。</p> <p>今年の9月と10月に稼働状況の試験を行い、そこで発生したエラー潰しを行い、令和3年3月からシステムが実稼働になります。それに向けてすべての作業が完了するよう2桁の番号を取り込んだ保険証の発行に向けて取り組んでいるところです。</p>
議長（会長）	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>それでは、質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。</p> <p>これより「令和元年度 白岡市国民健康保険特別会計決算（案）について」の件を採決いたします。本案について、原案のとおり適当と認め、答申することに御異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p> <p>御異議なしと認めます。</p> <p>よって本件は、原案どおり適当と認め、答申することに決しました。</p>
司会（部長）	<p>なお、市長でございますが、大変申し訳ございませんが、公務のため</p>

め、ここで退席させていただきますので、御了承を賜りますようお願いいたします。

(市長退席)

議長(会長)

次に、「(2) その他」の議題に入らせていただきます。

「令和2年度 白岡市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)(案)について」事務局から説明を求めます。

事務局

それでは、「令和2年度白岡市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)(案)」につきまして、御説明を申し上げます。資料2の2ページを御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ4億5,223万3千円を追加し、予算総額をそれぞれ50億6,608万5千円とするものでございます。

はじめに、歳出について説明させていただきますので、3ページの下段をご覧ください。

1款 総務費につきましては、被保険者証更新事業における郵送料の増額及び所得税等の税制改正に伴い、国民健康保険税の算定に影響するシステム改修等を行う必要が生じたことから増額するものでございます。

この所得税法の改正は一律の基礎控除を10万円引き上げ、給与・年金所得を10万円引き下げることにより、自営業等の方に対し減額措置を図るものですが、この改正に伴い、国保税の算定システムにおける賦課及び軽減に係る基礎控除額の修正等を行うことが必要となりますことから、改修費用を計上させていただいたものです。(国保税の減少も想定される。)

次に、4ページをお開き願います。

3款 国民健康保険事業費納付金につきましては、国保事業の広域化(都道府県化)に伴い、主体となる埼玉県が各市町村に療養費等を交付するための費用に充てるため、白岡市に割り当てられた負担金となります。

補正内容については今年度の納付金額が確定し、予算額に対する増減がありましたことから、差額について補正を行っております。

7款 基金積立金につきましては、国民健康保険財政調整基金に積立をするものとなります。

積立の内容でございますが、令和元年度に当該基金からの取り崩しを行った額と同額(106,000千円)の積み戻しなどを行うものでござ

います。(令和6年度の激変緩和措置終了に備え、5千万円を積み増しする)

今後、国民健康保険財政はより厳しくなることが予想されますので、将来に渡って被保険者への国保税等の負担を抑えるためにも基金は重要な資源であり、できる限り維持できるよう努めてまいります。

次に、9款 諸支出金につきましては、国民健康保険税に過誤の徴収があった場合の被保険者への還付金や国や県からいただいた補助金等に剰余金が生じた場合の返還金等でございます。

今般の補正ですが、新型コロナウイルス感染症の影響から、社会保険加入に伴う脱退手続きの遅れなどに伴い、国保税の還付金が増えることが予測され、これに対する増額を行うこと及び療養費等の保険給付費として令和元年度に埼玉県からいただいていた交付金と実際の保険給付費の実績報告の結果、交付金が超過交付となりましたことから、返還金等について補正を行うこととしております。(国民健康保険以外の社会保険等に加入し、本来は国民健康保険で負担する必要のない保険者負担額について、不当利得等により、被保険者から返還していただくことから、交付者に対しても返還を行うこととなる。)

10款 予備費につきましては、不測の事態に備えるため、保険給付費の概ね1か月分に相当する額を計上させていただくものでございます。

次に、歳入についてご説明させていただきます。

資料の3ページにお戻り願います。

5款 繰入金につきましては、歳出でご説明申し上げましたシステム改修などの費用に充てるため、法定の職員給与費等繰入金として一般会計から繰入れるものでございます。

6款 繰越金につきましては、令和元年度の決算により繰越金額が4億5,984万1,592円となりましたので、当初予算で見込んだ繰越金との差額4億4,984万1千円を増額するものでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

議長(会長)

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

委員

総務費の中で所得税の改正に伴うシステム改修を行うと説明があったが、所得税改正と国保税にどのような関連があるのか、もう少し詳しく説明願いたい。

事務局

次年度の確定申告分から、基礎控除額が所得税48万円、住民税43

万円に、それぞれ10万円引き上げられる予定です。

一方で、給与所得は収入から65万円、年金については、年齢によりますが、70万円、120万円控除されていたが、それらをそれぞれ10万円引き下げることとなります。

これに伴い、電算システムの修正が生じます。また、軽減についても、従前の国税とのバランスを保つため、年金所得控除額及び給与所得控除額の減額によって所得が増えるのを、増えないよう調整するものです。

議長（会長）

他に質疑はありませんか。

それでは、質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

続いて、2点目の「令和2年第2回白岡市議会定例会における白岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について」事務局からの説明を求めます。

事務局

それでは、「令和2年第2回白岡市議会定例会における白岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について」御説明いたします。資料3を御覧ください。

地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、緊急に白岡市国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、当該条例を専決処分し、公布したものでございます。

改正の主な内容でございますが、4ページの「2 改正の概要」をご覧ください。

まず、「(1) 第2条及び第20条関係」でございますが、国民健康保険税の賦課限度額を現行の96万円から99万円に引き上げるものでございます。

次に、「(2) 第20条関係」でございますが、国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得基準の改正でございます。被保険者等1人につき加算する金額を、5割軽減世帯については、28万円から28万5千円に、2割軽減世帯につきましては、51万円を52万円に改正するものです。

なお、これらの改正によりまして、当市の賦課限度額及び保険税の軽減割合につきましては、埼玉県が策定した「埼玉県国民健康保険運営方針」に基づき、法定どおり対応しているところでございます。

なお、この専決処分におきましては、地方自治法第179条第3項の

	<p>規定に基づき、令和2年6月4日に開会した令和2年第2回白岡市議会定例会において、「白岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の専決処分につきまして議会の承認を得ております。</p> <p>事務局からの説明は以上でございます。</p>
議長（会長）	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑はありませんか。</p>
委員	<p>1月31日の国保運営協議会の際に、同様の説明を受けていると思うが、今回また説明する理由はどうしてなのか。</p>
事務局	<p>1月の時は、まだ案の段階であったが、3月に正式に法改正があったため、専決処分を行い議会の承認を受けたので、今回の運協でその旨説明するものです。</p>
委員	<p>事前のアナウンスとして、1月の時は説明されたと理解してよろしいか。</p>
事務局	<p>そのとおりです。</p>
委員	<p>今の内容は法令等に基づき処分等されていくものなので、運営業議会次第に「承認について」とあるが、この場では報告なのではないか。</p>
事務局	<p>おっしゃるとおりです。諮問事項は協議をしていただくものですが、それ以外は報告となりますので、今後は審議事項と報告事項と明示するよう改めます。</p>
議長（会長）	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>それでは、質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。</p> <p>続いて、3点目の「白岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例」事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、報告事項である「令和2年第2回白岡市議会定例会における「白岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例」の専決処分の承認について」を御説明いたします。</p> <p>恐れ入りますが、資料4の議案書の5ページ「白岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要」を御覧ください。</p>

はじめに、1、改正の理由でございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び国民健康保険の被保険者である被用者に対する早急な支援を目的として、国民健康保険事業における傷病手当金の支給規定を制定するため、白岡市国民健康保険条例の一部改正を行ったものでございます。

傷病手当金の支給を行うことにより、被用者への支援を行うとともに、被用者が会社等を休みやすい環境を整備し、更なる感染を防ぐことを目的としたものでございます。

続きまして、2の改正の概要につきまして、御説明申し上げます。今般の改正においては、傷病手当金の支給を行うための規定の整備を行っており、対象者や支給額などを定めるため、附則に6項を追加したものでございます。

まず、附則第4項関係でございますが、傷病手当金の支給に係る労務に服することができない期間の算定方法について定めたものでございます。

次に、附則第5項関係でございますが、傷病手当金の支給に係る支給額の算定方法について定めたものでございます。

次に、附則第6項関係でございますが、傷病手当金の支給に係る支給期間の限度を定めたものでございます。

次に、附則第7項から第9項関係でございますが、傷病手当金の支給において、雇用先から受ける給与等と傷病手当金の支給額との調整方法等について定めたものでございます。

最後に、3、施行期日及び適用区分でございますが、施行期日については、制度の緊急性を重視し、後期高齢者医療及び近隣市町村との整合性も考慮し、令和2年5月1日としたものでございます。

以上、事務局からの説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

それでは、質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

続いて、4点目の「令和2年度白岡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」の専決処分の承認について事務局からの説明を求めます。

事務局

それでは、「令和2年第2回白岡市議会定例会における「令和2年度白岡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」の専決処分の承認について」を御説明いたします。資料5を御覧ください。

先ほど、白岡市国民健康保険条例の一部改正の中でも説明いたしましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び国民健康保険の被用者に対する早急な支援を目的として傷病手当金の支給を行えるよう、その財源措置として、緊急に補正予算を編成する必要が生じたことから、令和2年4月30日に令和2年度白岡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を専決処分したものでございます。

恐れ入りますが、議案書を2枚おめくりいただきまして、4ページの別紙「令和2年度白岡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を御覧いただきたいと存じます。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ98万8千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、

46億1,385万2千円とするものでございます。

次に、一番後ろのページ、10ページをご覧ください。

傷病手当金として必要であると想定される98万8千円の支給額を計上しております。

次に1ページお戻りいただき、9ページをご覧ください。

3款1項 県補助金でございますが、先ほど御説明申し上げました傷病手当金の支給額と同額を計上しております。

今般の傷病手当金の支給につきましては、緊急かつ特例的な措置として、要した費用の全額に対しまして、国からの財政支援が行われることとされておりますが、国からの予算措置は県補助金を経由して交付されますことから、県からの「特別交付金」として計上したものでございます。

以上事務局からの説明とさせていただきます。

議長（会長）

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

委員

先ほどの時に質問すればよかったのですが、今回の国保の傷病手当金は新型コロナウイルス対策のために出来たものなののでしょうか。それ以前はなかったものなののでしょうか。

事務局

ご質問のとおり、今回の国保の傷病手当金は、新型コロナウイルス対策のため、例外的に実施されているもので、今までは傷病手当金の制度はありませんでした。

健康保険の生まれた背景として、雇用されて働く人のための被用者保

	<p>険である職域保険（社会保険等）では、労働施策の一環として傷病手当金の制度があります。</p> <p>しかしながら、農業者等を中心とした個人事業主で構成されている国保は、その構成員の疾病対策として医療費の支払いに趣をおいて設立された背景があるためです。</p>
委員	<p>傷病手当金として98万8千円となっているが、その算定の根拠を教えてください。</p>
事務局	<p>まず、対象者数を市の疾病率、人口、国保加入者の中の被用者の人数などを基に10人と見込みました。単価については、県の最低賃金や必要と思われる日数、支給率の3分の2などを乗じて1人当たりの金額を求めました。これらの数値等を使用して算定したものです。</p>
議長（会長）	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>それでは、質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。</p> <p>ただいまの「その他」の事項については報告事項でございますので、委員の皆様には御理解くださるよう、よろしく申し上げます。</p> <p>これ以外で何かございますか。</p> <p>それでは、特にないようですので以上で本日の議事は終了とさせていただきます。委員の皆様のご協力によりまして、議事を無事終了することができました。御協力に感謝を申し上げまして、議長の役を降ろさせていただきます。どうもありがとうございました。</p>
司会（部長）	<p>佐々木会長ありがとうございました。</p> <p>また、皆様には、慎重に御審議をいただきまして誠にありがとうございました。</p> <p>これをもちまして、白岡市国民健康保険運営協議会の会議を閉会いたします。本日は、長時間にわたりお疲れ様でした。</p>

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきを証するため、ここに署名する。

令和 2年 9月 2日

(議長 (委員長・会長) その他これに準ずる者の署名)

会 長

佐々木 操